

帯広市保健福祉センター使用料 新旧対照表

旧

(平成24年3月31日まで)

区分			料金		
			使用料	冷房料	暖房料
会議室	午前	9:00～12:00	1,210	-	750
	午後	13:00～17:00	1,620	-	1,010
	夜間	18:00～21:00	1,210	-	750
	全日	9:00～21:00	3,670	-	2,270
視聴覚室	午前	9:00～12:00	2,010	-	1,240
	午後	13:00～17:00	2,680	-	1,660
	夜間	18:00～21:00	2,010	-	1,240
	全日	9:00～21:00	6,040	-	3,760
多目的ホール	午前	9:00～12:00	3,010	860	1,870
	午後	13:00～17:00	4,020	1,150	2,500
	夜間	18:00～21:00	3,010	860	1,870
	全日	9:00～21:00	9,050	2,600	5,630
調理実習室	日中	9:00～14:00	3,670	930	2,010
	夜間	15:00～21:00	4,420	1,110	2,420
	全日	9:00～21:00	7,280	1,830	3,990

新

(平成24年4月1日～)

区分		料金		
		使用料	冷房料	暖房料
会議室	1時間につき	410	-	260
	全日(9:00～21:00)	3,950	-	2,500
視聴覚室	1時間につき	600	-	370
	全日(9:00～21:00)	5,750	-	3,550
多目的ホール	1時間につき	1,050	310	650
	全日(9:00～21:00)	10,100	3,000	6,250
調理実習室	1時間につき	650	170	360
	全日(9:00～21:00)	6,250	1,650	3,450



※冷房の通気期間は7月1日～8月31日。暖房の通期期間は10月20日～翌年4月30日。(ただし、期間外でも実情に応じ通気可能)

※時間区分を延長して使用する場合の使用料等は、延長時間1時間につき、13:00～17:00まで使用する場合の額を4で除して得た額(10円未満の端数は切り捨て)とする。この場合、延長時間に1時間未満の端数がある時は1時間とみなす。

※冷房の通気期間は7月1日～8月31日。暖房の通期期間は10月20日～翌年4月30日。(ただし、期間外でも実情に応じ通気可能)

※期間外に通気した場合の冷房料および暖房料は、期間内の冷房料および暖房料の100分の60の額(10円未満の端数は切り捨て)とする。